

学生有志団体（サークル）の利用登録について

「C スクエア」の共用施設*¹の利用にあたっては、トレーニングルーム等を個人利用する場合を除いて、学生有志団体（サークル）*²の利用登録が必要です。この利用登録は、共用施設を平等かつ効率的に利用するとともに利用に際して責任の所在を明確にするための制度です。

利用登録を行った団体に対し「C スクエア利用登録証」を発行し、今後この登録証を基準に利用申込をはじめとする各種手続を行うこととなります。

以下にその手続方法等についてお知らせします。

1. 手続対象者 「C スクエア」共用施設の利用を希望する学生有志団体（サークル）の責任者
※学友会所属部会については、学友会規約による部会活動報告書の提出をもって利用登録とみなしますので、この手続は必要ありません。
2. 手続窓口 学生課（多摩キャンパス）
理工学部学生生活課（後楽園キャンパス）
3. 手続日時 2003年4月7日（月）以降、窓口受付時間内において随時
4. 手続の際に必要なもの 責任者本人の学生証、印鑑（三文判で可）
5. 手続時に記入する内容 19ページの「C スクエア利用登録申請書」のとおり
6. その他 団体の責任者に対して「C スクエア利用登録証」を発行します。
（有効期限：手続日から年度末まで）

* 1 団体で利用するにあたって、事前に利用登録が必要な共用施設：
会議室、和室、屋外ステージ、ギャラリー、中ホール、小ホール、音楽練習室、録音室、板張り練習室（但し音楽練習室は、個人利用も可能）

* 2 学生有志団体（サークル）：
本学学生のみによって構成される、2人以上の団体
ただし、正課ゼミ（サブゼミも含む）の団体を除く

